（令和５年２月１４日現在）

事務処理フロー図

事務名：　下水道所有者・使用者の変更

根拠法令　：　北杜市下水道条例、北杜市下水道条例施行規程、北杜市農業集落排水処理施設条例、北杜市農業集落排水処理施設条例施行規程

申請者		① 変更届
上下水道総務課	総務	
	営業	
	お客様センター	② 書類確認 ⟶ ③ 現地確認 ⟶ ④ データ登録
上下水道施設課	計画	
上下水道維持課	南部北部	

項番	項　目	説　　明
①	変更届	下記のいずれかに該当する場合は、「排水設備等使用者（所有者）変更届」を提出してください。 使用者変更　➡　私営住宅（アパート）を退去する場合など 所有者変更　➡　下水道の所有権を売買等により譲る、相続等により変更となる場合など
②	書類確認	提出された届出書類の内容について確認を行います。
③	現地確認	現地にてメーターの指針を確認します。
④	データ登録	端末機で処理を行い、変更後のお客様の情報をデータベースに登録します。